

新美南吉生誕 110 年ロゴマーク図形使用規定

(趣旨)

第 1 条

この規定は、新美南吉生誕 110 年記念ロゴマークの図形（以下「ロゴマーク」という。）を新美南吉生誕 110 年記念事業連絡協議会（以下「協議会」という。）以外の者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第 2 条

ロゴマークの使用は、新美南吉生誕 110 年の周知を目的とする。

(使用範囲)

第 3 条

ロゴマークの使用範囲は、原則として広報媒体、景品（非商品）とする。

(使用対象者)

第 4 条

ロゴマークの使用対象者は、個人、事業者、NPO 法人等の市民活動団体、行政機関者とする。

(図形等)

第 5 条

- (1) ロゴマークは、別紙のとおりとする。
- (2) 使用者がロゴマークを改変して使用することはできない。ただし、令和 5 年以降は「2023 年は新美南吉生誕 110 年」を削除して使用しても可。

(使用の申請)

第 6 条

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、ロゴマーク使用申請書（様式 1）」を協議会に提出するものとする。

(使用許可等の通知)

第 7 条

協議会は前条の申請書を受理した場合は、使用目的、内容などを審査し、使用

の許可をロゴマーク使用許可等通知書（様式2）により通知するものとする。

（使用期間）

第8条

前条により許可を受けた場合のロゴマークの使用期間は、令和6年3月31日までとする。

（使用料）

第9条

ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第10条

- （1） 許可を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- （2） 法令や公序良俗に反しないこと。
- （3） 特定の政治、思想、宗教等の活動及び特定の個人又は団体の売名に使用しないこと。
- （4） 使用の権利を譲渡しないこと。
- （5） ロゴマークの図形の商標登録を行わないこと。
- （6） 不当な利益を得るために使用しないこと。

（その他）

第11条

- （1） 審査後の内容等に変更が生じた場合、ただちに申し出なければならない。
- （2） 本基準に定めていない使用範囲等によりロゴマークを使用する場合、別途協議会と協議するものとする。
- （3） 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、協議会は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

この基準は、令和4年3月18日より適用する。